

令和7年10月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和7年10月31日

長野県安曇野市農業委員会

令和7年10月安曇野市農業委員会定例総会

- 招集年月日 令和7年10月31日  
○会議の日時 令和7年10月31日 午後 1時30分  
○招集の場所 安曇野市役所 4階大会議室  
○出席委員（22名）

1番	渡辺由枝君	3番	山田稔君
4番	望月孝夫君	5番	堀内伸一君
6番	高山万寿君	7番	加島美智代君
8番	藤岡喜美夫君	9番	齋藤岳雄君
10番	二木寿夫君	11番	平林明美君
12番	三枝守和君	13番	細萱美嗣君
14番	降籬治喜君	16番	小林正君
17番	一志寛君	18番	中野隆洋君
19番	平林平君	20番	丸山新悟君
21番	望月慎二君	22番	請地康仁君
23番	丸山隆也君	24番	佐原悦司君

○欠席委員（2名）

2番	中島博幸君	15番	中村正君
----	-------	-----	------

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北條敦君	事務局長	森和哉君
事務局長	折井希望君	事務局長	飯田佳乃君

---

午後 1時30分 開会

○事務局長（北條 敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本定例総会でございますが、現在の出席者が22名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づきまして、本会は成立をいたします。

なお、2番、中島委員、15番、中村委員から欠席届が出てございます。

この会議は、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づきまして、発言には十分ご配慮を願いたいと思います。

また、議案に関して質問等ございましたら、挙手の上、議長が指名いたしますので、起立し、番号、名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。

---

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名人を安曇野市農業委員会会議規則第19条に基づきまして議長より指名をさせていただきます。

8番、藤岡委員、9番、齋藤委員、よろしくお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長がこれを決するものとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

---

○議長（佐原悦司君） それでは、事務局にお伺いいたします。本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

それでは、本日の日程に従いまして進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、穂高、三郷地域は10月28日、豊科、堀金、明科地域は10月29日に地域委員会を開催し、協議しております。本日の審議は、総会の意見を求めるものでございます。

---

#### 議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

66番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の3ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、登記地目は田、面積が1,773㎡です。受人の経営面積は491㎡、渡人の経営面積が1,773㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号66番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は、遺言公正証書により受人へ申請地を遺贈したい。受人は、申請地の遺贈を受け、家から近い申請地で麦の耕作を行いたいということです。

補足説明をさせていただきます。本来ならば、受人については貸付農地を有しておりまし

て、適任ではないと考えられます。しかし、事務局の聞き取りによれば、昨年までは該当圃場を耕作していたこと、また、遺言公正証書が存在することが確認されました。このまま放置すると遊休荒廃地となるおそれがあることから、やむを得なしとして承認いたしました。

以上2件につき、審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

補足説明等ございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、67番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積が161㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1,862㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号67番の申請事由について説明をいたします。

渡人は、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、以前より申請地を管理しながらワサビ栽培をしていたので取得したいというものです。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、68番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は畑、面積が計785㎡です。

受人の経営面積が8,279㎡、渡人の経営面積が785㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号68番の説明をいたします。

申請事由です。渡人は、4月の3条申請時に2筆申請漏れがあったので、今回譲渡したい。受人は、4月に3条申請をしたが、2筆申請漏れがあったので、今回取得したいというものです。

若干補足説明をさせていただきます。議案書にもありますとおり、渡人と受人の間で4月の申請時に、渡人の所有する農地、これ全てを受人のほうに譲渡するという、そういった契約をされております。それで、今回2筆の漏れがあったので、その2筆につき申請となったものでございます。

今回の2筆の申請地ですけれども、登記簿に国調現地確認不能地、国の調べで現地の確認ができない位置という記載があるとしてあります。要するに、登記はされているんですけれども、どこにその土地があるのか明確になっていないというような土地になっております。現地確認のために、この申請の地番、それから市の維持管理課管理登記担当に大体どこら辺にあるのか推測をしていただきまして、それに基づいて、地元の推進員、それから事務局とともに現地調査を実施しております。

現地につきましては、別冊資料の下の図、航空写真、上の赤丸、この黄色で囲まれたところにつきましては4月の申請で受人が取得をした農地になりますけれども、この赤丸のところは1筆目の664㎡の農地と推測をされるところでございまして、現地確認の結果、ここワサビ畑の排水とか若干やぶみみたいな形になっているところもありまして、こちら辺ではないかということで確認をしております。

それから、下の長方形の赤線で囲まれたところ、これについては、市の用悪水路、この水路敷になっておりまして、この中に河川内民地というところでもう一筆、121㎡の農地があるというふうに確認をし、結論いたしたところでございます。

穂高地域委員会のほうでは、受人がこの今回申請地について現地確認不能地という事実、

これを理解した中で、所有権移転、この意思があるということを確認しております。市におきましても、市の用悪水路敷地内にこういった農地がほかにもあるというようなことは承知をしているところでありまして、そんなことから本件につきましては地域委員会としては許可という結論を出したところでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 詳しい説明ありがとうございました。

事務局で補足説明ございましたら、よろしいでしょうか。

お願いします。

○事務局（森 和哉君） 先ほど山田委員さんから説明ありました、国調現地確認不能地ということにつきまして説明ありましたけれども、どこにあるか特定できなかったという土地でございます。国調の結果を反映した今の公図上には載っていませんけれども、昔の公図には載っておりまして、そのどこかに存在していることは確かという土地になります。存在が抹消されているわけではないという中途半端な土地ということになります。

これについて、事務局のほうも長野県の農業会議ですとか、事例のある農業委員会のほうへ議事録等を確認させていただきまして、今回の譲受人が承知しているということと、市のほうでも河川内民地内にある農地と承知しているということで、3条の許可はやむを得ないというようなことで回答をいただいております。

また、土地の滅失登記というものも考えてみてはということでご案内させていただいたんですけれども、やはり実際にここの場所はちょっとできないケースになるということなので、このまま所有権移転を認めていただきたく思います。

また、固定資産税については非課税の土地になっております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

担当地区委員、また事務局より説明がございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、69番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が533㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の

経営面積が4,068.59㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号69番の説明をいたします。

申請事由です。渡人は、申請地に係る持分を譲渡したい。受人は、以前より管理していた申請地に係る持分の一部を取得し、ワサビ栽培を続けたいというものです。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、70番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が755㎡です。受人の経営面積は3,216㎡、渡人の経営面積が755㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号70番の説明をいたします。

申請事由です。渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、規模拡大による農地集積をしたいというものです。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、71番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が503㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が6,837㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、申請事由の説明をお願いします。

○事務局(飯田佳乃君) 委員番号24番、佐原委員に代わって、申請番号71番について事務局より説明いたします。

申請事由は、渡人は、申請地が自宅から離れており、管理が困難なため、申請地を譲渡することとした。受人は、自宅裏の申請地を譲り受け、営農をしたいということであります。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、72番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 5ページをお願いします。

申請地は穂高地域の3筆で、登記地目は田、面積が計670㎡です。受人の経営面積は6,840㎡、渡人の経営面積が1万820㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の8ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、申請事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、申請番号72番について事務局より説明いたします。

申請事由は、渡人は、申請地が自宅から遠く管理が困難なため、申請地を譲渡することとした。受人は、規模拡大による農地集積をしたいというものです。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、73番案件ですが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限によりまして、委員番号7番、加島委員につきましては一時退席をお願いいたします。

（7番退席）

○議長（佐原悦司君） それでは、73番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の4筆で、登記地目は田及び畑、面積が計4,032㎡です。受人の経営面積は1万9,127㎡、渡人の経営面積が5,908㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の9ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号73番について説明いたします。

申請事由なんですけれども、渡人は、申請地が自宅から遠く耕作が困難なため譲渡したい。受人は、自宅近くの申請地を譲り受け、農業をしたいということです。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、採決が終わりましたので、加島委員は会場にお戻りください。お願いいたします。

(7番入場)

○議長(佐原悦司君) それでは、賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、74番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が107㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が51万3,996.19㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の10ページでご確認ください。

委員番号16番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○16番(小林 正君) 委員番号16番、小林です。

申請番号74番について説明させていただきます。

申請事由ですが、渡人は、受人から申請地を譲ってほしいとの申出があり、譲渡することとした。受人は、申請地に隣接する母名義の農地と一体で管理及び耕作をしたいというものです。審議よろしくお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、75番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、登記地目は田、面積が340㎡です。受人の経営面積は3,216㎡、渡人の経営面積が981㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の11ページでご確認ください。

委員番号10番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○10番（二木寿夫君） 委員番号10番、二木です。

申請番号75番についてご説明いたします。

申請事由ですが、渡人は、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、農地を譲り受け、山菜等の栽培を行いたい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、76番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、登記地目は田、面積が300㎡です。受人の経営面積は2,789㎡、渡人の経営面積が2,803㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の12ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○9番（齋藤岳雄君） 委員番号9番、齋藤です。

申請番号76番について説明いたします。

申請事由は、渡人は、高齢により規模縮小のため申請地を譲渡したい。受人は、自宅に隣接する申請地を譲り受け、耕作したいということです。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

---

#### 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

1番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

本案件は、12ページ、議案第5号、申請番号124番の関連案件です。

申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が599㎡。申請内容は住宅として許可になっておりましたが、転用事業者を変更するものです。当初許可年月日、指令番号は備考欄のとおりです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由のご説明をお願いします。

○事務局（折井希望君） 委員番号2番の中島委員に代わって、事務局より申請番号1番についてご説明いたします。

転用事由は、渡人は、過去に住宅を建てる目的で転用許可を受けたが、事情が変わり、今回の受人が申請地を譲り受け、住宅を建てたいということであります。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

#### 議案第3号 農地法第4条許可申請審議

○議長(佐原悦司君) 次に、議案第3号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

35番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 8ページをお願いします。

申請地は三郷地域の3筆で、農振農用地です。登記地目は畑、面積が計790㎡です。申請内容は農業用施設(倉庫・休憩所・事務所)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号16番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○16番(小林 正君) 委員番号16番、小林です。

申請番号35番についてご説明いたします。

転用事由については、申請人は、農地の一部を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、36番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が908㎡です。申請内容は建売住宅(3棟)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号36番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は、申請地の利便性がよく利用が見込めるため、建売住宅を建築したいとのことです。審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

#### 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

6番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

本案件は、10ページ、議案第5号、申請番号120番の関連案件です。

申請地は穂高地域の2筆で、第2種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計293㎡。申請内容は住宅として許可になっておりましたが、転用事業者を変更するものです。当初許可年月日、指令番号は備考欄のとおりです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号6番のご説明をいたします。

転用事由です。渡人は、住宅を建てる目的で転用許可を受けたが、事情が変わり、今回、受人が申請地を譲り受け、住宅を建てたいというものです。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、7番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の6筆で、農振農用地及び第1種農地です。登記地目は田、面積が計1,514㎡。申請内容は、資材置場・仮設作業場・仮設事務所（一時転用）、許可日から令和7年12月5日までで許可になったものを許可日から令和9年2月26日までに変更するものです。当初許可年月日、指令番号は備考欄のとおりです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号7番の説明をいたします。

転用事由です。借人は、河川内水対策に伴う排水路設置工事をしているが、期間内に竣工不可能なため、一時転用の期間を延長したいというものです。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

#### 議案第5号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第5号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) ご意見ないようであれば、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、120番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 本案件は、先ほど9ページ、議案第4号、申請番号6番の関連案件です。

申請地は穂高地域の2筆で、第2種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計293㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番(山田 稔君) 委員番号3番、山田です。

申請番号120番の説明をいたします。

転用事由です。受人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいというものです。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、121番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 11ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計6,779㎡です。申請内容は砂利採取(許可日から1年間)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○20番（丸山新悟君） 委員番号20番、丸山です。

申請番号121番についてご説明申し上げます。

転用事由は、借人は、河川からの骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け砂利採取を行いたいというものでございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

穂高地域委員会、7,000㎡近くの申請でございます。何かご意見出ましたでしょうか。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

問題は出なかったです。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ご意見がないようでございますので、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、122番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計1,409.11㎡です。申請内容は農業用倉庫で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号122番について説明いたします。

転用事由なんですけれども、借人は、経営規模拡大に伴い農機具等の置場が不足しているため、申請地を農業用施設用地として利用したいということです。審議のほうをよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、123番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域、農振農用地です。登記地目は畑、面積が474㎡です。申請内容は農業用施設(駐車場)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号16番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○16番(小林 正君) 委員番号16番、小林です。

申請番号123番について説明させていただきます。

転用事由ですけれども、借人は、経営する農園の従業員及び来園者用駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として使用したいということです。審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、124番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 12ページをお願いします。

本案件は、先ほどの7ページ、議案第2号、申請番号1番の関連案件です。

申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が599㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（折井希望君） 委員番号2番、中島委員に代わって、事務局より申請番号124番についてご説明します。

転用事由は、受人は、現在祖母宅に居住しているが、手狭であることや今後のことを考え、祖母宅に近い申請地に住宅を建築したいということでもあります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、125番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が1,041㎡です。申請内容は建売住宅（3棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号125番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいとのこと。審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、126番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の3筆で、第2種及び第3種農地です。登記地目は田、面積が計1,718㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（6区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38ページ、39ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号126番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいというものです。審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、127番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 13ページをお願いします。

申請地は三郷地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計175㎡です。申請内容は住宅敷地（住宅・倉庫）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の40ページ、41ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号127番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判

明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。審議よろしくお願ひ  
します。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、128番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の3筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積  
が計2,972㎡です。申請内容は建売住宅（12棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に  
問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42ページ、43ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号128番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅  
として販売したいというものです。審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

三郷地域委員会、約3,000㎡近い申請でございます。何かご意見出ませんでしたでし  
ょうか。

○6番（高山万寿君） 特にございませぬ。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、129番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が500㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の44ページ、45ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

申請番号129番について説明します。

転用事由は、借人は、現在借家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいとのことです。審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

航空写真では建物はありますが、住宅地として復元済みということで、真っ平ということによろしいでしょうか。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

前に現地確認したところ、全て建物が撤去されて復元されていますので、確認済みです。以上です。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

#### 議案第6号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、次に、議案第6号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 14ページをお願いします。

申請番号6番です。

申請地は明科地域の3筆で、登記地目は畑、面積は計1,764㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の46ページでご確認ください。

なお、明科地域委員会において非農地と認められるものと確認しております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたら。

明科地域委員会のほうで何か補足説明はございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 皆さんのほうでご意見、ご質問等をお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） なければ、採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり非農地と決定することに賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により原案どおり決定といたします。

---

#### 議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） それでは、次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 15ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

申請番号24番から26番につきましては、令和7年6月定例総会において審議いただき、長野県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請したものです。

当初、公社から譲受人への所有権移転時期が令和8年1月20日となっておりますが、令和8年1月15日に修正するものです。

続いて、申請番号27番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は3,237㎡です。公社買入の移転時期は令和8年1月20日、公社売渡の時期は令和8年5月15日、利用目的は水稲です。

続いて、申請番号28番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は3,049㎡です。公社買入の移転時期は令和8年1月20日、公社売渡の移転時期は令和8年5月15日、利用目

的は水稻です。

位置等につきましては、別冊資料の47ページから51ページでご確認ください。

以上5件ですが、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり要請することに賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり長野県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を定めるように要請いたします。

---

#### 議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式（地域計画区域内）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式（地域計画区域内）を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定によりまして、9番、齋藤委員、14番、降旗委員、20番、丸山委員につきましては参考人として出席させていただきますが、決定に加わることができませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 16ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画 一括方式（地域計画区域内）の権利設定について、安曇野市長から意見を求められていますので、ご説明いたします。

設定件数は総計793件、138万8,665㎡、期間は5年及び10年です。設定筆数は総計793筆、田が762筆、畑が31筆です。耕作者は91人、所有者は317人となっております。

17ページから42ページは計画書です。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等をお願いいたします。自分の担当地区のところをしっかりと確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案に異議なしとのことに賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農用地利用集積等促進審議 一括方式（地域計画区域内）につきまして、異議なしとのことで意見書を提出いたします。

---

○議長（佐原悦司君） 以上をもちまして、全体の議事が終了いたします。

午後 3時19分 閉会